ン葛飾営業所さくら、鐘ヶ渕訪問看護ステーション、大島訪問看護ステーション、大島訪問看護ステーション・江戸川営業所あかり、大島訪問看護ステーション・白河営業所、柳原歯科、老人保健施設・千寿の郷、柳原ホームケア診療所、クリニック柳島、四ツ木診療所、蒲原診療所、蒲原歯科診療所、すみだ共立診療所、複合型サービスまいほーむ北千住、特別養護老人ホーム・葛飾やすらぎの郷、新宿在宅サービスセンター、かばらデイサービスセンター、デイサービスセンターすこやか、デイサービスセンターかなまち、デイサービスセンターみたて、デイサービスセンターかねがふち、認知症デイサービス　よりみち、グループホーム福さん家、グループホーム青戸、グループホーム千住大川、グループホームかなまち、グループホームかねがふち、グループホームみたて、グループホームすこやかの家・業平、小規模多機能サービス・よりみちの家、複合型サービス・すこやかの家・業平、小規模多機能サービス・葛西みなみ及びすみれ訪問看護ステーション

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全日本赤十字労働組合連合会から、年末一時金等の要求に関して、平成27年11月６日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、山梨県、長野県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成27年11月５日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表

北海道	旭川赤十字病院、伊達赤十字病院、釧路赤十字病院、北見赤十字病院、栗山赤十字病院、北海道赤十字血液センター室蘭出張所及び北海道函館赤十字血液センター
青森県	八戸赤十字病院
岩手県	盛岡赤十字病院
宮城県	石巻赤十字病院
秋田県	秋田赤十字病院、秋田県赤十字血液センター及び秋田県赤十字血液センター広小路出張所
福島県	福島赤十字病院
埼玉県	さいたま赤十字病院、深谷赤十字病院、埼玉県赤十字血液センター、埼玉県赤十字血液センター伊奈事業所及び埼玉県赤十字血液センター熊谷出張所
千葉県	成田赤十字病院
東京都	日本赤十字社医療センター、日本赤十字社医療センター附属乳児院、武蔵野赤十字病院及び大森赤十字病院
神奈川県	相模原赤十字病院
富山県	富山赤十字病院及び日本赤十字社富山県支部受託富山県立乳児院
山梨県	山梨赤十字病院
長野県	松本赤十字乳児院、長野赤十字病院、長野県赤十字血液センター、長野県赤十字血液センター諏訪出張所、長野県赤十字血液センター松本供給出張所、諏訪赤十字病院、安曇野赤十字病院、川西赤十字病院及び下伊那赤十字病院
三重県	伊勢赤十字病院及び伊勢赤十字老人保健施設
滋賀県	大津赤十字病院、大津赤十字志賀病院、長浜赤十字病院、滋賀県赤十字血液センター及び滋賀県赤十字血液センター長浜出張所
京都府	京都第一赤十字病院及び京都第二赤十字病院
大阪府	大阪赤十字病院、大阪赤十字病院附属大手前整肢学園及び高槻赤十字病院
兵庫県	兵庫県赤十字血液センター、兵庫県赤十字血液センター三宮出張所、兵庫県赤十字血液センター三宮センター街出張所、兵庫県赤十字血液センター運転免許試験場出張所、兵庫県赤十字血液センター尼崎出張所及び兵庫県赤十字血液センター姫路出張所
和歌山県	日本赤十字社和歌山医療センター及び和歌山県赤十字血液センター田辺出張所
島根県	松江赤十字乳児院、松江赤十字病院及び益田赤十字病院
広島県	広島赤十字・原爆病院、庄原赤十字病院、広島県赤十字血液センター、広島県赤十字血液センター本通出張所、広島県赤十字血液センター福山出張所及び広島県赤十字血液センター福山供給出張所
山口県	山口赤十字病院
香川県	高松赤十字病院
高知県	高知赤十字病院、高知県赤十字血液センター及び高知県赤十字血液センター本町出張所
福岡県	福岡赤十字病院
佐賀県	唐津赤十字病院
長崎県	日本赤十字社長崎原爆病院及び日本赤十字社長崎原爆諫早病院
大分県	大分赤十字病院
鹿児島県	鹿児島赤十字病院
沖縄県	沖縄赤十字病院

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日本赤十字労働組合から、年末一時金等の要求に関して、平成27年11月９日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（茨城県、群馬県、埼玉県、神奈川県、新潟県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成27年11月５日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表

茨城県	水戸赤十字病院、日本赤十字社茨城県支部乳児院、古河赤十字病院及び茨城県赤十字血液センター
群馬県	前橋赤十字病院
埼玉県	小川赤十字病院
神奈川県	横浜市立みなと赤十字病院、神奈川県赤十字血液センター及び神奈川県赤十字血液センター横浜事業所
新潟県	長岡赤十字病院
長野県	長野県赤十字血液センター、長野県赤十字血液センター松本出張所及び長野県赤十字血液センター諏訪出張所
岐阜県	岐阜赤十字病院、高山赤十字病院及び岐阜県赤十字血液センター
静岡県	静岡赤十字病院、静岡県赤十字血液センター及び静岡県赤十字血液センター浜松事業所
三重県	伊勢赤十字病院及び三重県赤十字血液センター
京都府	京都第一赤十字病院及び舞鶴赤十字病院
大阪府	大阪赤十字病院、大阪府赤十字血液センター、近畿ブロック血液センター、大阪府赤十字血液センター北大阪事業所及び大阪府赤十字血液センター南大阪事業所
兵庫県	神戸赤十字病院、柏原赤十字病院、姫路赤十字病院及び兵庫県災害医療センター
徳島県	徳島赤十字病院、徳島赤十字ひのみね総合療育センター、徳島県立徳島乳児院及び徳島県赤十字血液センター
愛媛県	松山赤十字病院及び愛媛県赤十字血液センター
福岡県	福岡赤十字病院、福岡県赤十字血液センター及び福岡県赤十字血液センター北九州事業所
長崎県	長崎県赤十字血液センター
熊本県	熊本県赤十字血液センター
宮崎県	宮崎県赤十字血液センター
沖縄県	沖縄県赤十字血液センター

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、福岡県民医連労働組合連合会から、年末一時金等の要求に関して、平成27年11月６日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（福岡県及び熊本県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成27年11月５日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表

福岡県	公益財団法人健和会大手町病院、公益財団法人健和会大手町病院付属歯科診療所、公益財団法人健和会戸畑けんわ病院、公益財団法人健和会大手町病院リハビリテーション病院、公益財団法人健和会京町病院、公益財団法人健和会町上津役診療所、公益財団法人健和会大里おおかわ診療所、公益財団法人健和会大手町診療所、公益社団法人福岡医療団千鳥橋病院、公益社団法人福岡医療団千鳥橋病院附属歯科診療所、公益社団法人福岡医療団たたらリハビリテーション病院、公益社団法人福岡医療団千鳥橋病院附属大楠診療所、公益社団法人福岡医療団千鳥橋病院附属城浜診療所、公益社団法人福岡医療団千鳥橋病院附属新室見診療所、公益社団法人福岡医療団千鳥橋病院附属粕屋診療所、公益社団法人福岡医療団千鳥橋病院附属たちばな診療所、公益社団法人福岡医療団千代診療所、公益社団法人福岡医療団千鳥橋病院附属須恵診療所、公益社団法人福岡医療団新飯塚診療所、公益社団法人福岡医療団田川診療所、公益社団法人福岡医療団直方診療所、医療法人親仁会米の山病院、医療法人親仁会米の山歯科診療所、医療法人親仁会みさき病院、医療法人親仁会中友診療所及び医療法人親仁会中央診療所
熊本県	医療法人親仁会さかき診療所